

議案第25号

幕別町保育条例

幕別町保育実施条例（平成25年条例第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項による認定を受けた保育所（以下「認定こども園」という。）における保育の提供（以下「保育の提供」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（保育の提供）

第2条 保育の提供は、児童福祉法第4条第1項第1号に規定する乳児及び同項第2号に規定する幼児（以下「児童」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときに行うものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとき。
- (2) 支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育を受けさせる必要があると町長が認めたとき。
- (3) 支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受けさせる必要があると町長が認めたとき。

（保育の提供の申込み）

第3条 保育の提供を希望する者は、町長に申し込み、その承諾を受けなければならない。

（保育の提供の制限）

第4条 町長は、児童に保育の提供を希望する者又は保育の提供を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の提供を制限することができる。

- (1) 感染症又は悪性の疾患をもつ者
- (2) 心身が虚弱で保育所における保育の提供に堪えられない者
- (3) 前各号に定める者のほか、保育の提供を不相当と認めた者
(保育の提供の中止等)

第5条 児童の保護者は、保育の提供を中止しようとするときは、町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、保育の提供を中止し、又は停止するものとする。
 - (1) 第2条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
 - (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。
 - (3) 児童が正当な理由がなく1月以上通所しないとき。

- 3 町長は、前各項の規定に基づき保育の提供を中止するときは、保護者に通知するものとする。

(保育料)

第6条 保育の提供を受けた児童の保護者は、町長に保育料を支払わなければならない。

- 2 前項の保育料の額は、幕別町保育料条例（平成27年条例第 号）に定めるところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、本町以外の市町村（特別区を含む。）において支援法第20条第1項の認定を受けた児童に係る第1項の保育料の額については、当該市町村の定めるところによる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、児童が、支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育を受けたときの第1項の保育料の額は、同法第20条第1項の認定を受けるまでの間、同法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）とする。

(適用除外)

第7条 第2条から前条までの規定は、認定こども園を構成する町立保育所以外の保育所における保育の提供に係る児童及びその保護者については、適用しない。

(不服申立て)

第8条 児童の保護者が第4条及び第5条の決定に不服があるときは、決定の日から60日以内に不服の申立てをすることができる。

2 町長は、前項の規定による申立てがあったときは、申立ての日から15日以内に審査決定し、保護者に通知しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の幕別町保育実施条例の規定により保育所に入所している児童は、この条例の相当規定により保育を行っている児童とみなす。